

法制・基本問題小委員会（第1回）における意見の概要 （教育の情報化の推進関係）

○35条趣旨及び権利制限を拡大する趣旨について

- ・異時送信と複製との違いは、主に技術的な観点に基づくものであり、教育を実際に行う際の実質的な位置付けに差はないため、35条の趣旨は異時送信についても同様に妥当する。
- ・公益性の意義は教育を効果的に行うことにより社会全般が利益を受けることにある。社会的に望ましい体制で著作物の利用許諾が行われるためには、当事者に完全に丸投げしてはうまくいかない可能性があり、何らかの制限を課すことが正当化されうる。手続費用についても同様。
- ・公益性と過大な手続費用の2点がともに正当化理由として言及されていることが重要。つまり、単に手続費用の問題が解消されているというだけでは不十分であり、適切な価格で、必要な部分についてライセンスを受けられる体制が整備されていることが必要。
- ・教育は文化の発展の基礎と考えられるべきであり、教育を重視するということは著作権法が目的としているところとも合致する。
- ・教科書がデジタル化されるのに、授業で利用するその他の資料がデジタル化できないというのは、当然望ましい状態ではない。
- ・手続費用が高いために権利制限によって対応するという場合は、対価の在り方に介入する根拠にはなりにくい。そうすると、教育目的と手続費用という両者の程度や組み合わせにより、いろいろなバリエーションが出てくる。
- ・各論の組み合わせの問題を具体的に詰めない限りは、最終的にどのようにして権利者の利益の保護を図るかが明確にならないので、早く各論に進んだ方がよいのではないか。

○権利者の著作物利用市場への影響への配慮について

1. 教育機関のニーズを満たす配信サービスやライセンススキームとの関係について

[一定の範囲で権利制限の対象外とすべきとする意見]

- ・権利制限を異時送信にも認めるとなると、量的にも従前の35条で認められた範囲よりも

大幅に拡大していくことが予想されるため、何らかの利益還元が権利者になされるような制度設計にすべき。その手段として、補償金制度を設けるという方法や、適切なコストかつ適切な対価で利用許諾ができるライセンス体制が整っている場合には権利制限の対象外とする方法、更にそれらを組み合わせる方法もある。

- ・新聞社が教育機関向けに低額の包括ライセンススキームを開始したとすれば、それはスリーステップで言う「通常の利用」の中に組み込まれるため、その場合にあって権利制限をする必要はない。その場合にも権利制限の対象とすれば、スリーステップテストに照らすと問題があるのではないか。

[権利制限の対象外とすべきでないとする意見]

- ・条約上のスリーステップテストの「通常の利用」に、著作物の本来的市場のみならず、ライセンス市場を含むとするならば、権利者が合理的なライセンススキームを用意しているような場合に権利制限を行うと条約違反になる。

2. 権利制限の対象外とすべき配信サービスやライセンススキームの範囲について

(1) 配信サービスやライセンススキームの内容に関する観点

[コストが一定程度低減されている場合に権利制限の対象外とすべきとする意見]

- ・権利制限を異時送信にも認めるとなると、量的にも従前の35条で認められた範囲よりも大幅に拡大していくことが予想されるため、何らかの利益還元が権利者になされるような制度設計にすべき。その手段として、補償金制度を設けるという方法や、適切なコストかつ適切な対価で利用許諾ができるライセンス体制が整っている場合には権利制限の対象外とする方法、更にそれらを組み合わせる方法もある。【再掲】
- ・新聞社が教育機関向けに低額の包括ライセンススキームを開始したとすれば、それはスリーステップで言う「通常の利用」の中に組み込まれるため、その場合にあって権利制限をする必要はない。その場合にも権利制限の対象とすれば、スリーステップテストに照らすと問題があるのではないか。【再掲】
- ・権利制限の対象外となるライセンススキームの適切な対価やコストについては当分の間、教育関係者と関係者の協議により落としどころを探っていただくことしか方法がないのではないか。

[一定程度低額で提供されている場合に権利制限の対象外とすべきとする意見]

- ・権利制限を異時送信にも認めるとなると、量的にも従前の35条で認められた範囲よりも大幅に拡大していくことが予想されるため、何らかの利益還元が権利者になされるような制度設計にすべき。その手段として、補償金制度を設けるという方法や、適切なコストかつ適切な対価で利用許諾ができるライセンス体制が整っている場合には権利制限の対象外とする方法、更にそれらを組み合わせる方法もある。【再掲】
- ・新聞社が教育機関向けに低額の包括ライセンススキームを開始したとすれば、それはスリーステップで言う「通常の利用」の中に組み込まれるため、その場合にあえて権利制限をする必要はない。その場合にも権利制限の対象とすれば、スリーステップテストに照らすと問題があるのではないか。【再掲】
- ・権利制限の対象外となるライセンススキームの適切な対価やコストについては当分の間、教育関係者と関係者の協議により落としどころを探っていただくことしか方法がないのではないか。【再掲】

[教育機関のニーズに対応したサービスやライセンスが提供されている場合に権利制限の対象外とすべき意見]

- ・教育の個別のニーズに対応したライセンスではなく、ある本の1ページだけ利用したい場合でも1冊全体のライセンスを受ける必要がある場合、適切で合理的なライセンス体制が整備されているといえない可能性がある。

[著作物の制作目的や提供態様に関わらず一般の著作物であっても一定の場合には権利制限の対象外とすべきとする意見]

- ・新聞社が教育機関向けに低額の包括ライセンススキームを開始したとすれば、それはスリーステップで言う「通常の利用」の中に組み込まれるため、その場合にあえて権利制限をする必要はない。その場合にも権利制限の対象とすれば、スリーステップテストに照らすと問題があるのではないか。【再掲】

(2) 配信サービスやライセンススキームの提供時期

[権利制限の対象外とすべき正当化根拠に応じて、配信サービスやライセンススキームの提供時期により権利制限の対象外とするか否かについて判断が変わるとする意見]

- ・権利制限の対象外とすべき根拠として既存のライセンス市場に配慮すべきであるという

場合には、改正法施行時に既にあるライセンススキームを害しないようにすればよく、法施行後にライセンススキームを用意しても権利制限は覆らないということになる。他方、規範は立法によらず当事者が決めた方がいいという考え方に基づく場合には、法施行後でも、ライセンススキームを用意すれば権利制限が覆るということになる。

[著作物等の利用行為時に着目して権利制限の対象外としうるかを判断すべきとする意見]

- ・改正法施行後に当事者がつくったライセンススキームであっても権利制限の対象外となるのではないか。
- ・法施行時の前後というより、取引料がいかにかにゼロに近いのかというのが重要なことなのではないか。個別の利用の都度、ライセンススキームによって許諾を受けて、著作物の対価以上の取引料というのは説得力がない。
- ・取引費用という点に重点を置くのであれば、個別の利用の時点において、低い取引費用において許諾を受けられる手段があったかというのが問題となる。とすれば、立法時というより、利用の時点において、法の目的が達成できるようなライセンススキームが提供されていたのであれば、そちらの方を優先するという考え方はあり得る。

3. 法制上の措置の在り方

[権利制限の対象外となる範囲や要件について別途規定を設けるべきとする意見]

- ・現行の35条の本文とただし書きの書き分けだけで、その組み合わせを解釈によって対応するとなると、実際上のスキームとして動かない。そのあたりの仕分け、あるいは当事者が望ましい行動に誘導するような仕組みをそこに作り込まないと、期待する解決が図れないのではないか。そのような問題を検討するうえで、公益性と取引費用の2つの正当化の要素がどういう関係に立っているか詰めておく必要があるのではないか。

○補償金請求権の付与について

1. 補償金請求権の付与の是非について

[補償金請求権を付与すべきでないとする意見]

- ・紙とデジタルを平行に考えると、35条の範囲内においてはデジタルも当然無償。また、紙であれば家庭に持ち帰り予習復習ができるため、それと同様にサーバにアクセスできるという範囲内で、35条をやや拡大して無償で行うことに賛成。

[補償金請求権を付与すべきとする意見]

- ・教科書は補償金を払うが、関連して使用される著作物は対価を支払う必要はないとすることは難しいのでは。

2. 補償金請求権付与の影響について

- ・対価請求権がある場合とない場合、35条の但書の考慮が違ってくるのかという整理を行うべきなのではないか。

○権利者の著作物利用市場への影響への配慮及び補償金請求権の付与に共通する論点について

[補償金請求権を付与することとライセンススキームを権利制限の対象外とすることは併存しうるとする意見]

- ・権利制限を異時送信にも認めるとなると、量的にも従前の35条で認められた範囲よりも大幅に拡大していくことが予想されるため、何らかの利益還元が権利者になされるような制度設計にすべき。その手段として、補償金制度を設けるという方法や、適切なコストかつ適切な対価で利用許諾ができるライセンス体制が整っている場合には権利制限の対象外とする方法、更にそれらを組み合わせる方法もある。【再掲】

○教材等の共有について

[他の授業や教育機関との教材等の共有について権利制限の対象とし、補償金請求権を付与すべきとする意見]

- ・他の授業や学校において優れた教材が使用されるよう促進すべき。その場合は現行第35条の域を超える使用であるため、対価請求権を含めた権利制限規定を加えればよいのではないか。